

【栗東市】

1 一般基準

| | |
|-----|---|
| (1) | 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、高さ、形態、意匠、色彩等を周囲の景観に調和させること。 |
| (2) | 地色には黒及び高彩度の色彩を使わないこと。 |
| (3) | 表示面及び屋外広告物を掲出する物件に使用する色数を抑えること。 |
| (4) | 素材は、汚れにくく耐久性のあるものとし、蛍光色及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。 |
| (5) | 容易に破損及び損壊しない構造とすること。 |
| (6) | 照明を伴うものにあつては、昼夜を問わず、光量、照射範囲及び照明器具自体が周囲の景観又は風致を害しないこと。 |
| (7) | 電光表示板その他の可変式照明（ネオン、LEDランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動並びに光の明 |
| (8) | 反射材等を用いる場合や、道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通の安全性に十分配慮すること。 |
| (9) | 適正な維持管理に努めること。 |

2 地域区分ごとの基準

- (1) 自家用広告物の許可の基準
ア 自家用広告物（イ及びウを除く。）

| 地域区分 | 種類 | 規格等 |
|-------|--------|--|
| 第1種地域 | 全ての広告物 | 1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 |
| | 屋上広告物 | 1 設置は、許可しない。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、表示される壁面の面積（以下「壁面面積」という。）の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 1 地上から天端までの高さは、地上から4.5メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | 1 設置は、許可しない。 |
| 第2種地域 | 全ての広告物 | 1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 |
| | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物の高さから塔屋等の高さを除いた高さ（以下「建築物等の高さ」という。）の5分の1の範囲内であつて、かつ、3メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 1 地上から天端までの高さは、地上から10メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | 1 設置は、許可しない。 |
| 第3種地域 | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの2分の1の範囲内であつて、かつ、基準階以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、住宅系用途地域内においては壁面面積の3分の1以下であること。 2 その他の用途地域内においては、壁面面積の2分の1以下であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 1 地上から天端までの高さは、10メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | 1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、3平方メートル以下であること。 3 野立広告物等に表示する面積は、1面3平方メートル以下（複数面の場合6平方メートル以下）であること。 |
| | 電光掲示板 | 1 設置は、許可しない。 |
| 第4種地域 | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、10メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとすること。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 1 地上から天端までの高さは、20メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | 1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、3平方メートル以下であること。 3 野立広告物等に表示する面積は、1面3平方メートル以下（複数面の場合6平方メートル以下）であること。 |
| | 電光掲示板 | 1 設置は、許可しない。 |

| | | |
|-------|-------|--|
| 第5種地域 | 屋上広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であって、かつ、10メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 1 1壁面当たりの表示面積は、住宅系用途地域内においては壁面面積の3分の1以下であること。 2 その他の用途地域内においては、壁面面積の2分の1以下であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅系用途地域内における地上から天端までの高さは、10メートル以下であること。 2 その他の用途地域内では、地上から天端までの高さは、20メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | <ul style="list-style-type: none"> 1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、3平方メートル以下であること。 3 野立広告物等に表示する面積は、1面3平方メートル以下（複数面の場合6平方メートル以下）であること。 |
| 第6種地域 | 屋上広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であって、かつ、10メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 1 1壁面当たりの表示面積は、住宅系用途地域内においては壁面面積の3分の1以下であること。 2 その他の用途地域内においては、壁面面積の2分の1以下であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅系用途地域内における地上から天端までの高さは、10メートル以下であること。 2 その他の用途地域内では、地上から天端までの高さは、20メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | <ul style="list-style-type: none"> 1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、3平方メートル以下であること。 3 野立広告物等に表示する面積は、1面3平方メートル以下（複数面の場合6平方メートル以下）であること。 |

イ 電柱の類を利用する広告物

| 地域区分 | 規格等 |
|-------|--|
| 第1種地域 | 設置は、許可しない。 |
| 第2種地域 | 1 巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。 |
| 第3種地域 | |
| 第4種地域 | 2 袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は、1.2平方メートル以下であること。 |
| 第5種地域 | 3 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。 |
| 第6種地域 | 4 広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。 |

ウ その他の広告物の基準

| 地域区分 | 種類 | 規格等 |
|-------|--|-----------|
| 第1種地域 | 立看板 広告旗 はり紙 アーチ広告物 広告幕 アドバルーン ぼんぼり | 市長が別に定める。 |
| 第2種地域 | | |
| 第3種地域 | | |
| 第4種地域 | | |
| 第5種地域 | | |
| 第6種地域 | | |

(2) 非自家用広告物の許可の基準

ア 非自家用広告物（イ、ウ及びエを除く。）

| 地域区分 | 種類 | 規格等 |
|-------|--------|--|
| 第1種地域 | 全ての広告物 | 設置は、許可しない。 |
| 第2種地域 | 全ての広告物 | 設置は、許可しない。 |
| 第3種地域 | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であつて、かつ、基準階高以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとすること。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 設置は、許可しない。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| 第4種地域 | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であつて、かつ、基準階高以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとすること。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 できるだけ設置を避けること。 2 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 3 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 4 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 設置は、許可しない。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |

| | | |
|-------|-------|---|
| 第5種地域 | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの2分の1の範囲内であって、かつ、5メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 設置は、許可しない。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| 第6種地域 | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの2分の1の範囲内であって、かつ、5メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は、1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 1 面積は、20平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域(100m×100mの区間)に2個以内であること。ただし、上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |

イ 道標、案内図板(案内内容が表示面積の40パーセント以上を占めている誘導目的の広告物)

| 地域区分 | 種類 | 規格等 |
|-------|----------------------------------|--|
| 第1種地域 | 全ての広告物 | 1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| | 野立広告物 | 1 面積は、3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下とする。 4 同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500メートル以上離す。 5 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。 |
| 第2種地域 | 全ての広告物 | 1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 1 面積は、3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下とする。 4 同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500メートル以上離す。 5 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |

| | | |
|-------|--------|--|
| 第3種地域 | 全ての広告物 | 1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとする。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 1 面積は、3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下とする。 4 同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500メートル以上離す。 5 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |

| | | |
|-------|--------|---|
| 第4種地域 | 全ての広告物 | 1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとすること。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 1 面積は、3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下とする。 4 同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100メートル×100メートルの区間）に2個以内とする。（上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。） 5 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| 第5種地域 | 全ての広告物 | 1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であって、かつ、5メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとすること。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 1 面積は、5平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 10以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、30平方メートル以下とする。 4 同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの区間）に2個以内とする。（上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。） 5 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| 第6種地域 | 全ての広告物 | 1 地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の40パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であって、かつ、5メートル以下とする。 2 塔状の形態にはしないこと。 3 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 4 建築物1棟につき、1個までとすること。 5 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 1 面積は、20平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 10以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、30平方メートル以下とする。 4 同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100メートル×100メートルの区間）に2個以内であること。ただし、上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。 5 一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |

ウ 電柱の類を利用する広告物

| 地域区分 | 規格等 |
|-------|---|
| 第1種地域 | 設置は、許可しない。 1 巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。 2 袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。 3 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。 4 広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。 |
| 第2種地域 | |
| 第3種地域 | |
| 第4種地域 | |
| 第5種地域 | |
| 第6種地域 | |

エ その他の広告物の基準

| 地域区分 | 種類 | 規格等 |
|-------|--|-----------|
| 第1種地域 | 立看板 広告旗 はり紙 アーチ広告物 広告幕 アドバルーン ぼんぼり | 市長が別に定める。 |
| 第2種地域 | | |
| 第3種地域 | | |
| 第4種地域 | | |
| 第5種地域 | | |
| 第6種地域 | | |

(第9条関係)

1 推奨する基準

(1) 自家用広告物の許可の基準

| 種類 | 規格等 |
|--------|--|
| 全ての広告物 | 1 本市の景観づくりの基本理念を理解し、まちの顔及び玄関口にふさわしい都市の魅力並びに活力が感じられる美しい都市景観及び快適で賑わいのある都市空間と調和する広告デザインとすること。 2 公共の場にふさわしい内容で、周辺の屋外広告物景観を先導するモデルとなるデザインとすること。 3 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 |
| 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であつて、かつ、3メートル以下とする。 2 建築設備等の隠蔽を目的とする場合は、当該建築設備等の隠蔽が必要な高さを限度とする。 3 建築物1棟につき、1個までとすること。 |
| 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 |
| 野立広告物 | 1 表示面の幅は1.2メートル以下かつ表示面積の合計3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 |

(2) 非自家用広告物の許可の基準

ア 非自家用広告物（イ及びウを除く。）

| 種類 | 規格等 |
|----------------------|--|
| 全ての広告物 | 1 本市の景観づくりの基本理念を理解し、まちの顔及び玄関口にふさわしい都市の魅力並びに活力が感じられる美しい都市景観及び快適で賑わいのある都市空間と調和する広告デザインとすること。 2 公共の場にふさわしい内容で、周辺の屋外広告物景観を先導するモデルとなるデザインとすること。 3 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 |
| 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であつて、かつ、3メートル以下とする。 2 建築設備等の隠蔽を目的とする場合は、当該建築設備等の隠蔽が必要な高さを限度とする。 3 建築物1棟につき、1個までとすること。 |
| 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 |
| 街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ） | 1 バナーフラッグ掲出用ポールに設置すること。 2 界限にぎわい及び活気又は心落ち着く快適な環境の演出にも効果があり、品の良さを感じられるデザインとすること。 |
| 野立広告物 | 1 表示面の幅は1.2メートル以下かつ表示面積の合計3平方メートル以下であること。 2 地上から天端までの高さは、4.5メートル以下であること。 |

イ 道標、案内図板（案内内容が表示面積の40パーセント以上を占めている誘導目的の広告物）

| 種類 | 規格等 |
|--------|--|
| 全ての広告物 | 1 本市の景観づくりの基本理念を理解し、まちの顔及び玄関口にふさわしい都市の魅力並びに活力が感じられる美しい都市景観及び快適で賑わいのある都市空間と調和する広告デザインとすること。 2 公共の場にふさわしい内容で、周辺の屋外広告物景観を先導するモデルとなるデザインとすること。 3 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 |
| 屋上広告物 | 1 高さは、建築物等の高さの10分の1の範囲内であつて、かつ、3メートル以下とする。 2 建築設備等の隠蔽を目的とする場合は、当該建築設備等の隠蔽が必要な高さを限度とする。 3 建築物1棟につき、1個までとすること。 |
| 壁面広告物 | 1 1壁面当たりの表示面積は、壁面面積の10分の1以下であること。 |
| 野立広告物 | 1 面積は、3平方メートル以下であること。 2 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下とする。 3 過剰な光が散乱するもの及び光源の点滅するものは、設置しないこと。 |

(第19条関係)

(1) 自家用広告物のうち特定屋内広告物の届出が必要な規模

| 地域区分 | 規模 |
|-------|-------------------------------|
| 第1種地域 | 1 壁面当たりの表示面積の合計が1平方メートルを超える場合 |
| 第2種地域 | |
| 第3種地域 | |
| 第4種地域 | 1 壁面当たりの表示面積の合計が5平方メートルを超える場合 |
| 第5種地域 | |
| 第6種地域 | |

(2) 非自家用広告物のうち特定屋内広告物の届出が必要な規模

| 地域区分 | 規模 |
|-------|-------------------------------|
| 第1種地域 | 1 壁面当たりの表示面積の合計が1平方メートルを超える場合 |
| 第2種地域 | |
| 第3種地域 | |
| 第4種地域 | |
| 第5種地域 | |
| 第6種地域 | |